

社会保険事業状況（平成 17 年 3 月現在）

Ⅱ 年金保険

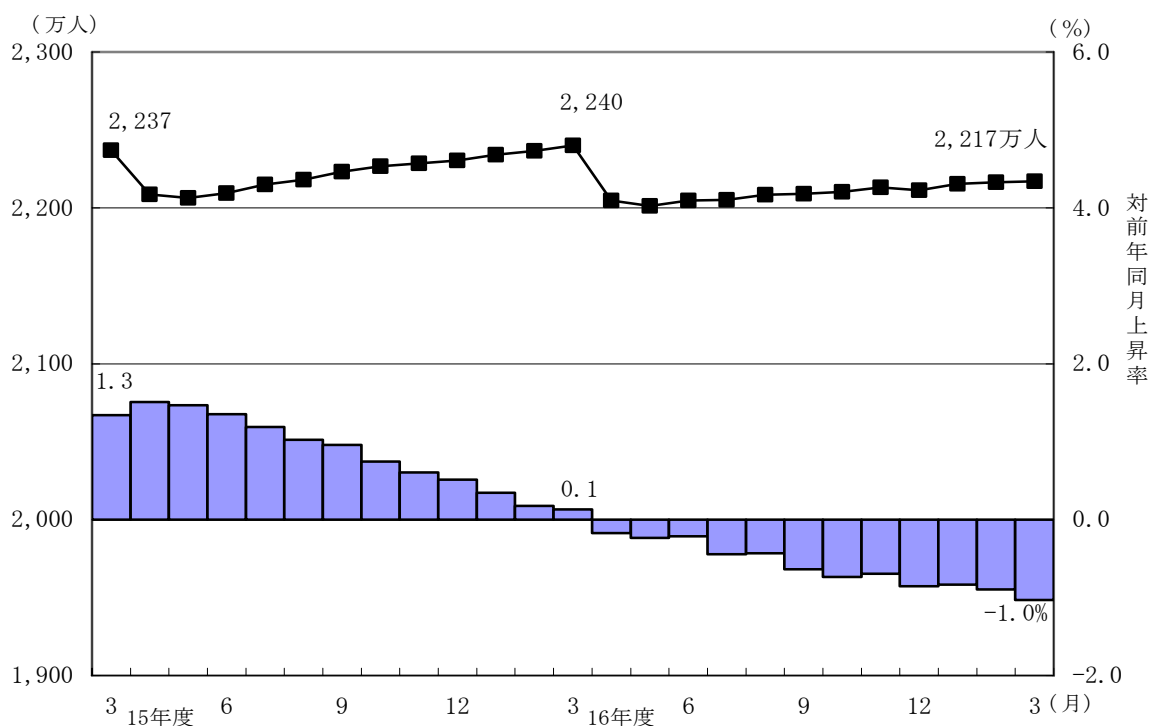
1. 総括

(1) 適用状況

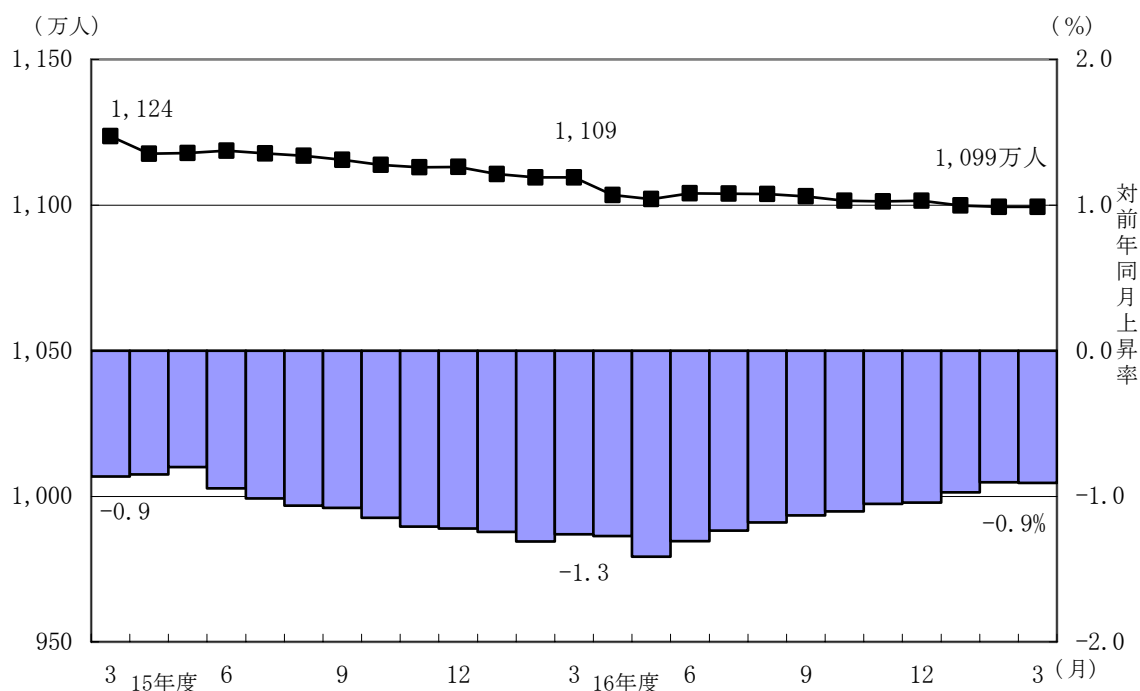
平成 17 年 3 月末現在の国民年金の被保険者数は、第 1 号被保険者が 2,183 万人（対前年同月比 25 万人、1.1%減）、任意加入被保険者が 34 万人、第 2 号被保険者（厚生年金保険のみ）が 3,249 万人、第 3 号被保険者が 1,099 万人（対前年同月比 10 万人、0.9%減）で、これらを合計すると 6,565 万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成 16 年 3 月末現在で 468 万人である。

平成 17 年 3 月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は 163 万事業所で、前年同月に比べて 1 万事業所増加しており、船舶所有者数は 5,505 で前年同月に比べて 148 減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は 3,249 万人となっており、前年同月に比べて 37 万人（1.2%）増加している。その内訳をみると、一般男子が 2,144 万人、女子が 1,099 万人、坑内員が 1 千人、船員が 6 万人である。

第Ⅱ－1図 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



第Ⅱ－２図 国民年金第3号被保険者数の推移

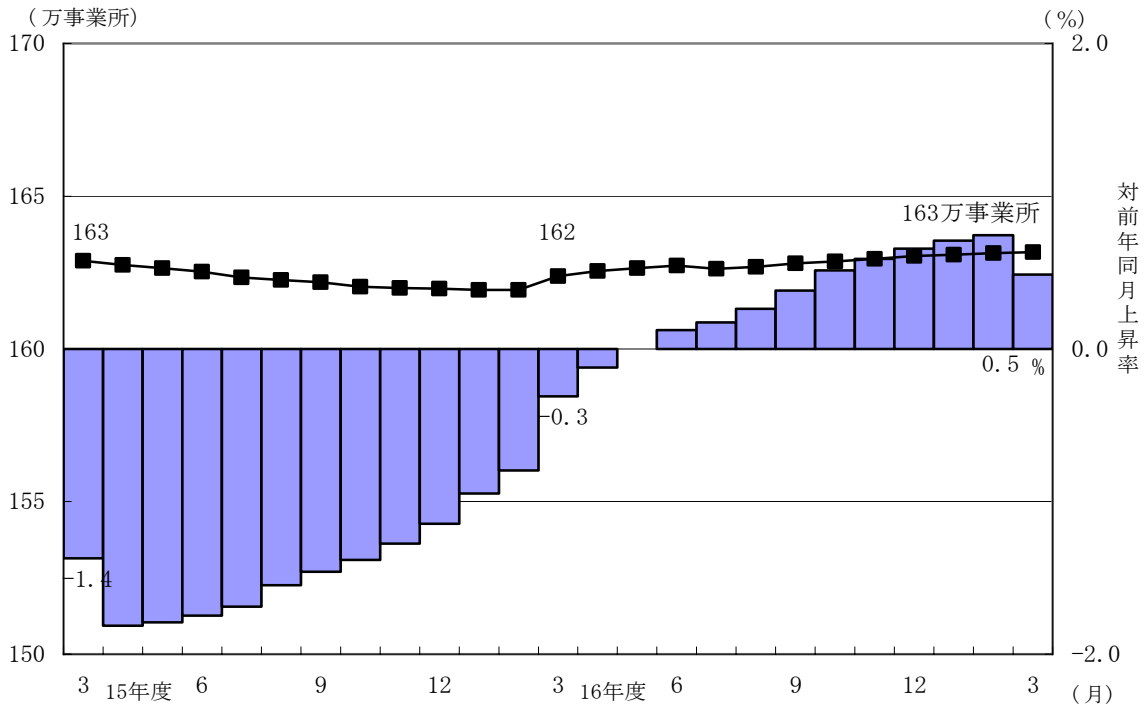


厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万3,679円（対前年同月比0.1%減）で、船員を除くと31万3,566円（対前年同月比0.1%減）、船員は37万3,815円（対前年同月比0.9%減）である。また、一般男子は35万8,607円（対前年同月比0.1%減）、女子は22万5,663円（対前年同月比0.6%増）、坑内員は37万1,176円（対前年同月比2.0%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成17年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は27万2,662円（対前年同月比0.3%減）である。

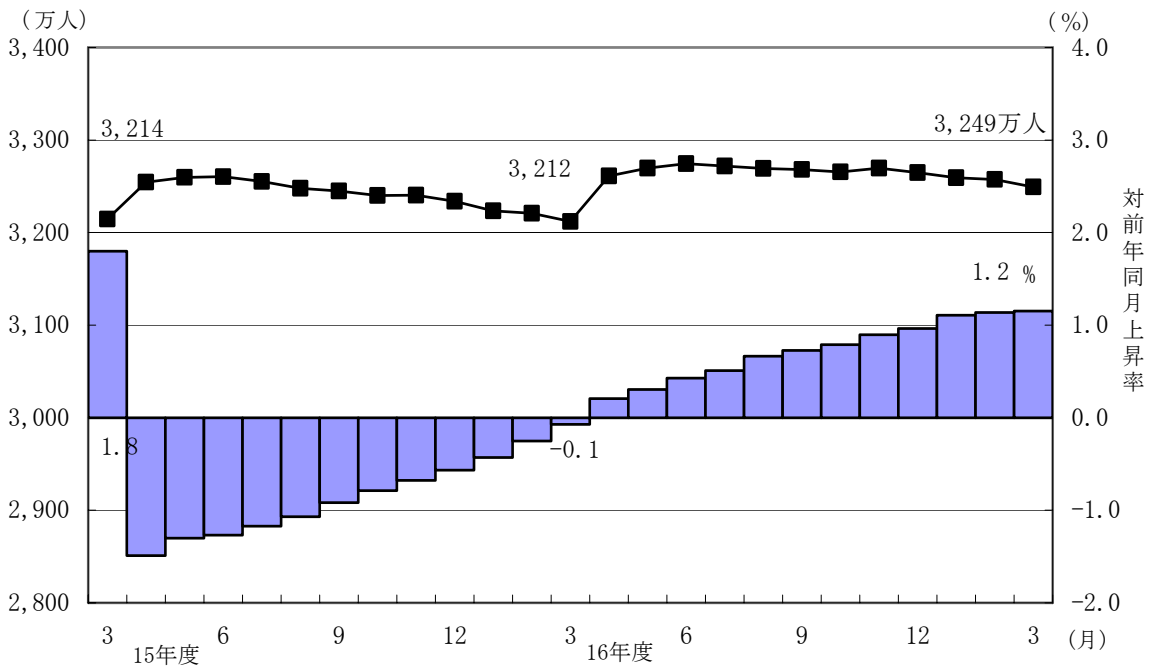
厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は7,007事業所（うち船舶所有者数4）、被保険者数は76万7千人（うち船員164人）に、標準報酬月額の平均（船員を除く）は35万1,195円（一般男子39万3,532円、女子24万2,941円）、船員は48万6,220円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は5万事業所、被保険者数は150万人、標準賞与額の平均は22万円である。

第Ⅱ－3図 厚生年金保険適用事業所数の推移



第Ⅱ－4図 厚生年金保険被保険者数の推移



第Ⅱ－１表 制度別適用状況

(平成17年3月末)

	被保険者数	1年間の増減	標準報酬月額平均	対前年同月上昇率
	千人	千人	円	%
厚生年金保険	32,491	370	313,679	△ 0.1
一般男子	21,442	137	358,607	△ 0.1
女子	10,987	235	225,663	0.6
坑内員	1	△ 0	371,176	△ 2.0
任意継続	0	0	0	0.0
船員	61	△ 1	373,815	△ 0.9
(再掲) 旧共済組合	767	△ 19	351,224	△ 0.5
一般男子	551	△ 18	393,532	△ 0.3
女子	216	△ 1	242,941	△ 0.5
旧J R共済	152	△ 5	411,497	△ 0.3
旧N T T共済	166	△ 5	432,360	△ 1.1
旧J T共済	18	△ 1	435,031	0.1
旧農林共済	431	△ 8	295,178	△ 0.1
国民年金	33,163	△ 331	・	・
第1号被保険者	21,828	△ 249	・	・
任意加入被保険者	342	19	・	・
第3号被保険者	10,993	△ 101	・	・

注1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

(2) 受給者数

平成17年3月末現在における厚生年金保険(旧共済分を含む。)及び国民年金(老齢福祉年金を除く。)の受給者数の合計は延べ4,533万人(対前年同月比185万人、4.3%増)で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,508万人(対前年同月比98万人、2.9%増)となっている。また、老齢福祉年金受給者数は5万人である。このほか共済組合の受給者数が平成16年3月末現在で336万人となっている。

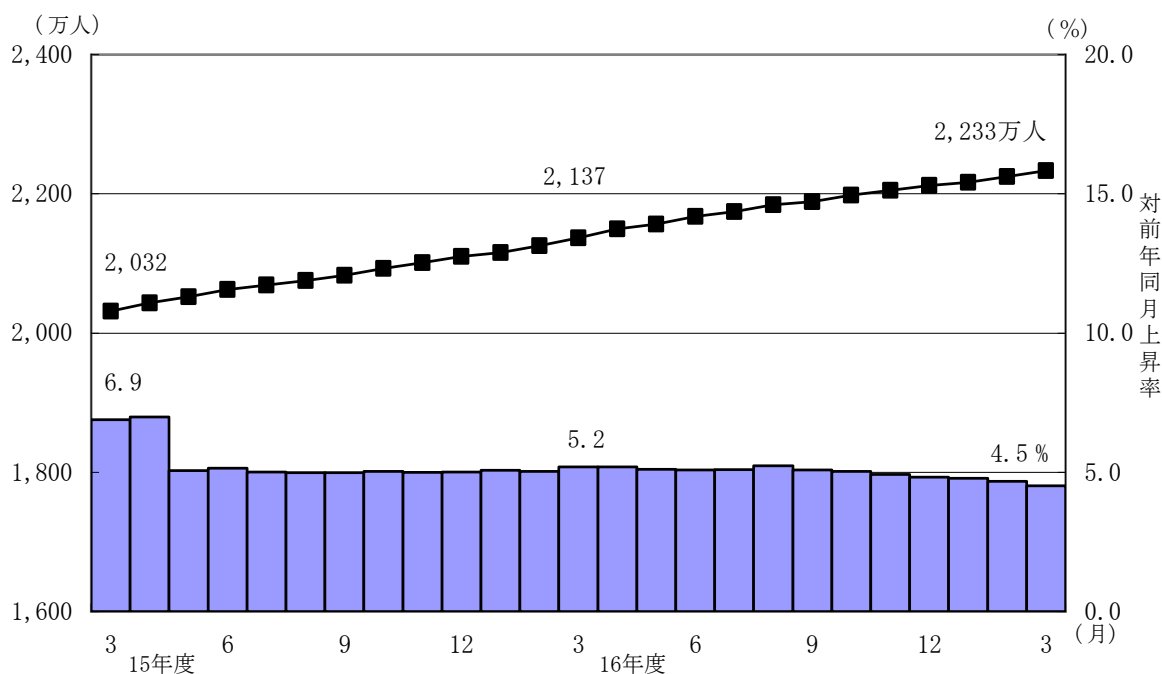
厚生年金保険の受給者数は2,233万人(旧法厚年分404万人、新法厚年分1,742万人、旧法船保分8万人、旧共済分80万人)で前年同月に比べて96万人(4.5%)増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は1,798万人(旧法厚年分315万人、新法厚年分1,417万人、旧法船保分4万9千人、旧共済分61万人)で、うち退職者は1,666万人、在職者は132万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分(以下「定額部分」という。)も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は67万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,350万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし(昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。)老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は51万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は10万人となっている。

また、障害給付は 35 万人（旧法厚年分 9 万人、新法厚年分 25 万人、旧法船保分 3 千人、旧共済分 7 千人）、遺族給付は 400 万人（旧法厚年分 80 万人、新法厚年分 300 万人、旧法船保分 2 万 5 千人、旧共済分 18 万人）である。なお、平成 17 年 3 月の老齢年金（老齢相当をいう。以下同じ。）の新規裁定者数は 4 万人（旧法厚年分 19 人、新法厚年分 4 万 3 千人、旧法船保分 2 人、旧共済分が 60 人）である。

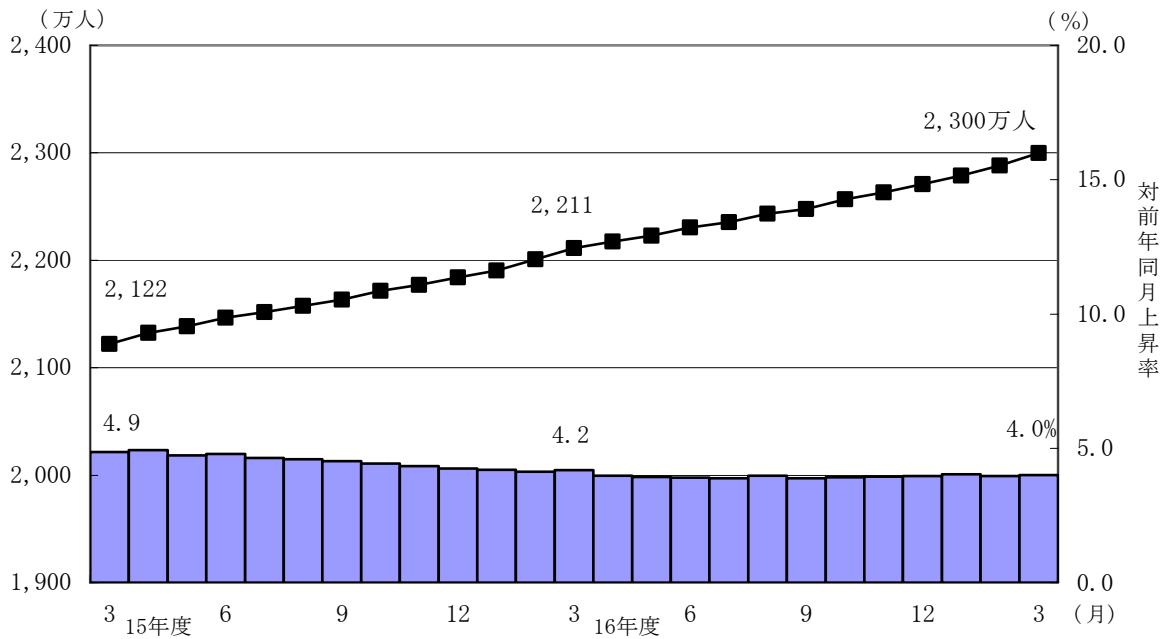
船員保険（新法職務上）受給者数は 2,051 人である。

第Ⅱ－5 図 厚生年金保険受給者数の推移



国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）の受給者数は 2,300 万人（旧法拠出制 492 万人、基礎年金 1,808 万人）で前年同月と比べて 89 万人（4.0%）増加している。これらのうち老齢給付の受給者（旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計）は 2,137 万人で、前年同月に比べて 86 万人（4.2%）増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3 月は新規裁定者 3 万 8 千人のうち繰上受給権者が 9 千人となっており、繰上げ受給率は 22.9% である。なお、平成 15 年度新規裁定者の繰上げ受給率は 31.5% となっている。

第Ⅱ－6図 国民年金受給者数の推移



第Ⅱ－2表 制度別年金受給者の状況

	平成 16 年 3月末		平成 17 年 3月末	
	受給者数 千人	年金総額 億円	受給者数 千人	年金総額 億円
厚生年金保険計	21,369	233,971	22,334	236,195
旧共済組合除く	20,544	220,479	21,534	223,371
旧法	4,284	51,558	4,038	48,199
新法	16,179	167,231	17,419	173,573
特別支給分	4,220	53,356	4,493	51,760
本来支給分	8,848	81,932	9,610	87,828
繰下げ	54	744	67	885
船員保険(旧法)	81	1,691	77	1,598
旧共済組合計	825	13,492	800	12,824
旧法	391	8,332	372	7,896
新法	434	5,160	428	4,928
旧JR共済	322	6,644	308	6,305
旧NTT共済	153	3,011	149	2,875
旧JT共済	26	506	25	483
旧農林共済	325	3,331	317	3,162
国民年金計	22,111	136,701	22,997	143,156
旧法拠出制	5,246	21,131	4,917	19,747
新法基礎年金	16,865	115,569	18,080	123,409
基礎のみ	6,861	45,360	7,126	47,068
福祉年金	62	254	47	190
新法船員保険	2,011	42	2,051	42
合計	34,256	370,968	35,221	379,584
旧共済組合除く	33,433	357,476	34,423	366,759

注1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注2) 新法船員保険の受給者数は人単位である。

注3) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

(3) 年金額

平成 17 年 3 月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は 37 兆 9 千億円（基金代行支給分を除くと 36 兆 8 千億円）で、前年同月と比べて 9 千億円（2.3%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が 23 兆 6 千億円（旧法厚年分 4 兆 8 千億円、新法厚年分 17 兆 4 千億円、旧法船保分 1 千 6 百億円、旧共済分 1 兆 3 千億円）で、国民年金（旧法拋出制年金と基礎年金の計）が 14 兆 3 千億円（旧法拋出制年金が 2 兆円、基礎年金が 12 兆 3 千億円）である。

老齢福祉年金は 2 百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成 16 年 3 月末現在で 6 兆 5 千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は 42 億円である。

平成 17 年 3 月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では 9 万 6,565 円（基金代行分を除くと 8 万 6,348 円）である。また、国民年金では 5 万 4,406 円である。

平成 17 年 3 月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では 16 万 7,529 円（基金代行分を除くと 15 万 8,875 円）であり、この内訳は、旧法厚年分が 15 万 8,095 円、新法厚年分が 16 万 8,482 円、旧法船保分が 23 万 6,537 円、旧共済分が 17 万 9,956 円である。また、国民年金では 5 万 2,565 円であり、この内訳は、旧法老齢年金が 3 万 9,245 円、老齢基礎年金が 5 万 5,153 円である。

また、平成 10 年 4 月より 60 歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成 10 年 4 月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成 17 年 3 月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は 6 万 5 千人、支給停止年金総額は 742 億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は 18 万 9 千人、支給停止年金総額は 336 億円となっている。

第Ⅱ-3表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

(単位：件、千円、円)

	失業給付								
	件数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 16年 10月	73,187	62,044	11,143	85,075,529	80,728,020	4,347,508	96,870	108,428	32,513
11月	70,916	60,389	10,527	82,199,613	78,078,201	4,121,412	96,593	107,743	32,626
12月	70,026	60,254	9,772	81,510,643	77,719,903	3,790,741	97,000	107,489	32,327
平成 17年 1月	66,727	57,454	9,273	76,782,458	73,226,992	3,555,466	95,891	106,211	31,952
2月	64,588	55,875	8,713	74,048,121	70,697,675	3,350,447	95,539	105,440	32,045
3月	64,938	56,208	8,730	74,207,895	70,877,687	3,330,207	95,229	105,082	31,789

(単位：件、千円、円)

	高年齢雇用継続給付								
	件数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 16年 10月	184,579	173,286	11,293	34,471,893	32,743,365	1,728,528	15,563	15,746	12,755
11月	185,277	173,977	11,300	34,337,492	32,618,862	1,718,629	15,444	15,624	12,674
12月	188,084	176,595	11,489	34,488,159	32,768,075	1,720,085	15,280	15,463	12,476
平成 17年 1月	188,500	177,102	11,398	34,213,320	32,528,834	1,684,486	15,125	15,306	12,316
2月	188,082	176,820	11,262	33,806,859	32,157,523	1,649,336	14,979	15,155	12,204
3月	188,639	177,613	11,026	33,579,033	31,971,469	1,607,563	14,834	15,001	12,150

2. 年金種別受給者数及び年金総額

第Ⅱ-4表、第Ⅱ-5表、第Ⅱ-6表及び第Ⅱ-7表は、平成16年度末（平成17年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）、国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）及び船員保険（新法職務上）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

(1) 厚生年金保険

平成16年度末の厚生年金保険の受給者数は2,233万人で、前年度末と比較して96万人（4.5%）増加している。年金総額は23兆6,195億円で、前年度末と比較して2,224億円（1.0%）増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,049万人、年金総額が17兆0,168億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ42万人（4.1%）増、526億円（0.3%）増である。

なお、老齢年金受給者数の厚生年金受給者全体に占める割合は平成16年度末で47.0%であり、平成9年度末（47.8%）より近年低下傾向にあったが、平成14年度末から下げ止まっている。（第Ⅱ-4表、第Ⅱ-5表参照）。

第Ⅱ-4表 厚生年金保険給付状況（受給者数）

年 金 種 別	平成 16 年 3月末	平成 17 年 3月末	対前年同月比	
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,900 千人	1,781 千人	△ 6.3 %
	旧法船保	43	40	△ 6.1
	新法厚年	7,613	8,168	7.3
	特別支給分（再掲）	2,530	2,632	4.0
	本来支給分（再掲）	5,056	5,502	8.8
	繰下げ支給分（再掲）	27	34	25.8
	旧共済組合除く計	9,556	9,989	4.5
	旧 J R 共済組合	224	214	△ 4.5
	旧 N T T 共済組合	125	123	△ 2.1
	旧 J T 共済組合	20	19	△ 3.4
	旧農林共済組合	149	145	△ 2.5
	旧共済組合計	518	501	△ 3.3
	計	10,074	10,490	4.1
通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,459	1,374	△ 5.8
	旧法船保	9	8	△ 8.2
	新法厚年	5,509	6,002	8.9
	特別支給分（再掲）	1,690	1,861	10.2
	本来支給分（再掲）	3,792	4,108	8.3
	繰下げ支給分（再掲）	27	33	22.5
	旧共済組合除く計	6,977	7,384	5.8
	旧 J R 共済組合	1,198 (人)	1,164 (人)	△ 2.8
	旧 N T T 共済組合	1,618 (人)	1,592 (人)	△ 1.6
	旧 J T 共済組合	282 (人)	279 (人)	△ 1.1
	旧農林共済組合	106,333 (人)	104,793 (人)	△ 1.4
	旧共済組合計	109,431 (人)	107,828 (人)	△ 1.5
	計	7,086	7,492	5.7
障害年金	旧法厚年	92	87	△ 5.5
	旧法船保	3	3	△ 4.8
	新法厚年	238	252	5.6
	旧共済組合除く計	333	341	2.4
	旧 J R 共済組合	1,925 (人)	1,798 (人)	△ 6.6
	旧 N T T 共済組合	1,243 (人)	1,194 (人)	△ 3.9
	旧 J T 共済組合	130 (人)	121 (人)	△ 6.9
	旧農林共済組合	4,272 (人)	4,091 (人)	△ 4.2
	旧共済組合計	7,570 (人)	7,204 (人)	△ 4.8
	計	341	348	2.3
遺族年金	旧法厚年	755	723	△ 4.3
	旧法船保	25	24	△ 3.5
	新法厚年	2,819	2,998	6.3
	旧共済組合除く計	3,598	3,744	4.1
	旧 J R 共済組合	95	91	△ 3.8
	旧 N T T 共済組合	24	24	△ 3.4
	旧 J T 共済組合	6	5	△ 4.4
	旧農林共済組合	64	62	△ 2.8
	旧共済組合計	188	182	△ 3.4
	計	3,786	3,926	3.7
通算遺族年金	旧法厚年	78	74	△ 5.3
	旧法船保	2	1	△ 3.4
	旧共済組合除く計	80	76	△ 5.3
	旧 J R 共済組合	60 (人)	56 (人)	△ 6.7
	旧 N T T 共済組合	20 (人)	19 (人)	△ 5.0
	旧 J T 共済組合	2 (人)	2 (人)	0.0
	旧農林共済組合	1,762 (人)	1,679 (人)	△ 4.7
	旧共済組合計	1,844 (人)	1,756 (人)	△ 4.8
計	82	77	△ 5.3	
合 計	21,369	22,334	4.5	
旧 共 済 組 合 除 く	20,544	21,534	4.8	

第Ⅱ-5表 厚生年金保険給付状況（年金総額）

年 金 種 別	平成 16 年 3月末	平成 17 年 3月末	対前年同月比	
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	36,336 億円	33,789 億円	△ 7.0 %
	旧法船保	1,220	1,147	△ 6.0
	新法厚年	121,415	125,115	3.0
	特別支給分（再掲）	48,054	46,315	△ 3.6
	本来支給分（再掲）	72,713	78,030	7.3
	繰下げ支給分（再掲）	649	770	18.7
	旧共済組合除く計	158,971	160,051	0.7
	旧 J R 共済組合	5,278	4,998	△ 5.3
	旧 N T T 共済組合	2,608	2,487	△ 4.6
	旧 J T 共済組合	421	402	△ 4.5
	旧農林共済組合	2,363	2,230	△ 5.6
	旧共済組合計	10,671	10,117	△ 5.2
	計	169,643	170,168	0.3
通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	6,026	5,635	△ 6.5
	旧法船保	36	33	△ 8.5
	新法厚年	14,617	15,358	5.1
	特別支給分（再掲）	5,302	5,445	2.7
	本来支給分（再掲）	9,219	9,798	6.3
	繰下げ支給分（再掲）	96	115	20.1
	旧共済組合除く計	20,679	21,026	1.7
	旧 J R 共済組合	6	6	△ 3.4
	旧 N T T 共済組合	13	13	△ 2.1
	旧 J T 共済組合	2	2	△ 1.0
	旧農林共済組合	344	327	△ 4.9
	旧共済組合計	365	347	△ 4.7
	計	21,043	21,373	1.6
障害年金	旧法厚年	1,116	1,050	△ 5.9
	旧法船保	55	52	△ 5.2
	新法厚年	1,737	1,821	4.9
	旧共済組合除く計	2,908	2,923	0.5
	旧 J R 共済組合	30	28	△ 7.2
	旧 N T T 共済組合	18	17	△ 5.4
	旧 J T 共済組合	2	2	△ 10.1
	旧農林共済組合	41	38	△ 5.3
	旧共済組合計	91	85	△ 6.0
計	2,999	3,009	0.3	
遺族年金	旧法厚年	7,874	7,531	△ 4.4
	旧法船保	376	363	△ 3.4
	新法厚年	29,461	31,279	6.2
	旧共済組合除く計	37,712	39,173	3.9
	旧 J R 共済組合	1,329	1,273	△ 4.2
	旧 N T T 共済組合	372	357	△ 3.9
	旧 J T 共済組合	81	77	△ 4.7
	旧農林共済組合	579	562	△ 3.0
	旧共済組合計	2,361	2,270	△ 3.9
計	40,072	41,443	3.4	
通算遺族年金	旧法厚年	206	194	△ 5.5
	旧法船保	4	4	△ 3.7
	旧共済組合除く計	210	198	△ 5.5
	旧 J R 共済組合	12 (百万円)	11 (百万円)	△ 5.0
	旧 N T T 共済組合	10 (百万円)	9 (百万円)	△ 5.5
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	△ 0.3
	旧農林共済組合	435 (百万円)	413 (百万円)	△ 5.0
	旧共済組合計	458 (百万円)	435 (百万円)	△ 5.0
計	214	203	△ 5.5	
合 計	233,971	236,195	1.0	
旧 共 済 組 合 除 く	220,479	223,371	1.3	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

(2) 国民年金

平成16年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は2,300万人で、前年度末と比較して89万人（4.0%）増加している。年金総額は14兆3,156億円で前年度末と比較して6,455億円（4.7%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は1,982万人で、前年度末と比較して93万人（4.9%）増加している。年金総額は12兆5,019億円で前年度末と比較して6,434億円（5.4%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が1,660万人、10兆9,833億円で前年度末と比較してそれぞれ118万人（7.6%）、7,587億円（7.4%）増である。また、障害基礎年金の受給者数137万人のうち87万人（63.6%）は、法第30条の4（20歳前障害）及び昭和60年改正法附則第25条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第Ⅱ-6表参照）。

第Ⅱ-6表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年 金 種 別		平成16年3月末	平成17年3月末	対前年同月比	
受	老齢年金	旧法拠出制	3,472千人	3,225千人	△7.1%
		新法基礎年金	15,418	16,595	7.6
		基礎のみ（再掲）	5,644	5,880	4.2
		計	18,890	19,820	4.9
通算老齢年金	旧法拠出制	1,620	1,547	△4.5	
給	障害年金	旧法拠出制	128	121	△6.0
		新法基礎年金	1,331	1,370	2.9
		法第30条、第30条の2、3該当	471	498	5.8
		基礎のみ（再掲）	1,181	1,210	2.4
		法第30条の4、附則第25条該当	860	872	1.3
計	1,460	1,491	2.1		
者	遺族年金	旧法拠出制	26	25	△3.8
		母子年金	203(人)	61(人)	△70.0
		準母子年金	0(人)	0(人)	0.0
		遺児年金	6(人)	6(人)	0.0
		寡婦年金	25	24	△3.2
		新法基礎年金	116	115	△1.6
		法第37条該当	116	115	△1.6
		基礎のみ（再掲）	37	36	△2.1
		附則第28条該当	6(人)	0(人)	△100.0
		計	142	139	△2.0
合 計		22,111	22,997	4.0	
年	老齢年金	旧法拠出制	16,338億円	15,186億円	△7.1%
		新法基礎年金	102,246	109,833	7.4
		基礎のみ（再掲）	34,249	35,771	4.4
		計	118,585	125,019	5.4
通算老齢年金	旧法拠出制	3,510	3,358	△4.3	
金	障害年金	旧法拠出制	1,155	1,083	△6.3
		新法基礎年金	12,049	12,329	2.3
		法第30条、第30条の2、3該当	4,184	4,407	5.3
		基礎のみ（再掲）	10,717	10,914	1.8
		法第30条の4、附則第26条該当	7,865	7,921	0.7
計	13,205	13,412	1.6		
数	遺族年金	旧法拠出制	127	120	△5.5
		母子年金	2	1	△67.6
		準母子年金	0	0	0.0
		遺児年金	0	0	△0.3
		寡婦年金	126	120	△4.5
		新法基礎年金	1,274	1,247	△2.1
		法第37条該当	1,274	1,247	△2.1
		基礎のみ（再掲）	394	382	△2.9
		附則第28条該当	0	0	△100.0
		計	1,401	1,368	△2.4
合 計		136,701	143,156	4.7	

(3) 船員保険

平成 16 年度末の船員保険（新法職務上）の受給者数は、2,051 人で、前年度末に比べて 40 人（2.0%）増加している。年金総額は 42 億円で、前年度末に比べて 1 億円（1.8%）増加している（第Ⅱ－7 表参照）。

第Ⅱ－7 表 船員保険（新法職務上）給付状況

年 金 種 別		平成 16 年 3 月末	平成 17 年 3 月末	対前年同月比
受給者数	障害年金	494 人	504 人	2.0 %
	遺族年金	1,517	1,547	2.0
	計	2,011	2,051	2.0
年金総額	障害年金	105,895 万円	107,760 万円	1.8 %
	遺族年金	310,405	315,966	1.8
	計	416,300	423,727	1.8

3. 国民年金保険料免除者の状況

平成16年度末（平成17年3月末）現在の国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）は2,183万人で、このうち保険料免除者数は327万人（法定免除者数109万人、申請免除者（全額）数176万人、申請免除者（半額）数41万人）、免除率は15.0%である。

都道府県別に免除率の状況をみると、沖縄県（40.0%）、高知県（27.1%）、鹿児島県（27.0%）、青森県（24.8%）等が高く、千葉県（8.3%）、埼玉県（8.4%）、神奈川県（8.5%）、東京都（8.7%）等が低くなっている。免除率の推移をみると前年度末に比べて、すべての都道府県で免除率が増加しているが、特に青森県（3.7ポイント増）、沖縄県（3.3ポイント増）、岩手県（3.0ポイント増）等は増加幅が大きい（第Ⅱ-8表参照）。

なお、平成16年度末現在の学生納付特例者数は173万人であり、制度施行の平成12年4月より増加傾向にある。

第Ⅱ-8表 都道府県別免除率状況

都道府県	平成16年3月末				平成17年3月末				都道府県	平成16年3月末				平成17年3月末			
	法定免除率	申請免除率 (全額)	申請免除率 (半額)	免除率合計	法定免除率	申請免除率 (全額)	申請免除率 (半額)	免除率合計		法定免除率	申請免除率 (全額)	申請免除率 (半額)	免除率合計	法定免除率	申請免除率 (全額)	申請免除率 (半額)	免除率合計
	%	%	%	%	%	%	%	%		%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	8.3	10.4	2.5	21.2	8.6	11.3	2.7	22.6	滋賀県	4.2	7.8	1.8	13.8	4.4	7.8	1.8	13.9
青森県	6.1	11.8	3.2	21.1	6.4	14.0	4.4	24.8	京都府	5.4	9.7	2.3	17.4	5.7	10.0	2.4	18.0
岩手県	6.4	8.6	2.8	17.8	6.6	10.7	3.6	20.9	大阪府	4.9	10.2	2.0	17.1	5.2	10.7	2.2	18.1
宮城県	4.5	7.2	1.9	13.6	4.7	7.7	1.9	14.2	兵庫県	4.9	9.4	2.1	16.4	5.1	9.8	2.1	17.0
秋田県	6.4	11.2	3.7	21.3	6.6	12.4	4.7	23.6	奈良県	4.3	8.4	1.5	14.1	4.5	9.0	1.6	15.1
山形県	5.4	6.6	2.3	14.3	5.6	7.3	2.8	15.6	和歌山県	5.0	11.7	2.0	18.8	5.2	12.1	2.3	19.7
福島県	5.5	8.1	2.2	15.7	5.6	9.4	2.7	17.7	鳥取県	6.4	9.1	2.3	17.8	6.5	11.1	2.8	20.3
茨城県	3.6	5.9	1.7	11.2	3.8	6.3	1.7	11.8	島根県	7.9	6.7	1.9	16.6	8.0	8.4	2.4	18.8
栃木県	4.1	5.9	1.6	11.6	4.3	6.2	1.8	12.2	岡山県	6.0	10.1	1.8	17.9	6.2	11.3	2.2	19.7
群馬県	4.2	5.7	1.5	11.4	4.3	6.3	1.7	12.3	広島県	5.9	6.7	1.6	14.3	6.1	7.6	1.9	15.6
埼玉県	3.2	4.1	1.1	8.3	3.4	4.0	1.1	8.4	山口県	7.0	8.2	2.0	17.2	7.2	9.6	2.4	19.2
千葉県	3.2	4.0	0.9	8.1	3.4	4.0	0.9	8.3	徳島県	7.2	9.9	1.4	18.4	7.4	10.8	1.9	20.0
東京都	3.3	4.2	0.9	8.4	3.5	4.3	0.9	8.7	香川県	6.2	8.3	1.8	16.2	6.2	10.1	2.0	18.3
神奈川県	3.6	3.6	0.8	8.1	3.9	3.8	0.9	8.5	愛媛県	6.8	13.3	1.9	22.0	7.0	14.5	2.5	23.9
新潟県	5.8	7.3	2.4	15.5	6.0	8.8	2.3	17.1	高知県	7.9	14.4	3.2	25.5	8.1	15.4	3.7	27.1
富山県	5.0	5.0	1.0	11.1	5.2	5.6	1.4	12.2	福岡県	6.4	11.5	2.2	20.1	6.6	12.4	2.4	21.4
石川県	4.6	4.8	1.2	10.6	4.8	5.5	1.4	11.7	佐賀県	5.9	9.2	2.6	17.7	6.1	10.4	2.9	19.4
福井県	4.6	5.6	1.5	11.6	4.7	6.4	1.9	13.0	長崎県	7.3	10.0	2.9	20.1	7.6	10.7	3.1	21.4
山梨県	4.2	4.3	1.3	9.8	4.4	5.9	1.7	12.0	熊本県	5.9	10.2	2.5	18.6	6.1	11.2	3.1	20.4
長野県	4.6	6.8	1.9	13.3	4.7	8.1	2.3	15.1	大分県	7.3	10.2	2.5	19.9	7.5	11.0	2.9	21.5
岐阜県	3.8	5.7	1.9	11.3	3.9	5.7	1.8	11.3	宮崎県	6.7	10.8	2.2	19.6	6.8	11.5	2.7	21.0
静岡県	4.1	5.3	1.1	10.6	4.3	5.7	1.3	11.3	鹿児島県	8.7	12.8	3.2	24.7	8.9	14.5	3.6	27.0
愛知県	3.4	5.5	1.2	10.2	3.6	5.7	1.3	10.6	沖縄県	6.0	27.1	4.0	37.1	6.2	29.3	4.9	40.4
三重県	4.7	5.6	0.9	11.2	4.9	6.2	1.1	12.3	合計	4.8	7.5	1.7	14.0	5.0	8.1	1.9	15.0